

むつ市議会第254回定例会会議録 第6号

議事日程 第6号

令和4年12月13日（火曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

第1 行政報告

【議案質疑、委員会付託、一部採決】

- 第2 議案第59号 むつ市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
- 第3 議案第60号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第61号 むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第62号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第63号 指定管理者の指定について
(むつ市下北自然の家の指定管理者を指定するためのもの)
- 第7 議案第64号 指定管理者の指定について
(下北文化会館の指定管理者を指定するためのもの)
- 第8 議案第65号 指定管理者の指定について
(むつ運動公園外1施設の指定管理者を指定するためのもの)
- 第9 議案第66号 指定管理者の指定について
(大畑中央公園の指定管理者を指定するためのもの)
- 第10 議案第67号 むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについて
- 第11 議案第68号 むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについて
- 第12 議案第69号 令和4年度むつ市一般会計補正予算
- 第13 議案第70号 令和4年度むつ市水道事業会計補正予算
- 第14 議案第71号 令和4年度むつ市下水道事業会計補正予算
- 第15 報告第32号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(令和4年度むつ市一般会計補正予算)
- 第16 報告第33号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(令和4年度むつ市一般会計補正予算)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22人）

1番	佐藤	武	2番	工藤	祥子
3番	杉浦	弘樹	4番	東	健而
5番	野中	貴健	6番	佐賀	英生
7番	斉藤	孝昭	8番	山本	留義
9番	富岡	直哉	10番	村中	浩明
11番	鎌田	ちよ子	12番	住吉	年広
13番	白井	二郎	14番	濱田	栄子
15番	佐藤	広政	16番	富岡	幸夫
17番	岡崎	健吾	18番	原田	敏匡
19番	佐々木	隆徳	20番	浅利	竹二郎
21番	佐々木	肇	22番	大瀧	次男

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下	宗一郎	副市長	川西	伸二
教育長	阿部	謙一	代査委員	齊藤	秀人
政統括策監	吉田	真	総務部長	吉田	和久
総務部 デジタル推進	藤島	純	企画政策長	角本	力
財務部長	松谷	勇	民生部長	杉澤	一徳
福祉部長	中村	智郎	健つく康り推進部長	菅原	典子
子ども みどり smile koffice にり所	吉田	由佳子	経済部長	立花	一雄
都市整備 都部	中里	敬	建設技術長	小笠原	洋一
川内庁舎 所	木下	尚一郎	大畑庁舎長	高杉	俊郎
脇野所 舎所	小田	晃廣	会管 理計者	千代谷	賀士子

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（大瀧次男） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（大瀧次男） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

本日この後、蟹田・脇野沢航路に係る新船建造について、市長から行政報告がありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（大瀧次男） 本日の会議は議事日程第6号により議事を進めます。

◎日程第1 行政報告

○議長（大瀧次男） 日程第1 行政報告を行います。

市長から報告を求めます。市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） おはようございます。蟹田・脇野沢航路に係る新船建造についてご報告いたします。

このたび青森県から、新船建造に関する費用負担について説明がありました。負担につきましては、今後青森県が主催する蟹田・脇野沢航路に係る市町村担当課長会議で正式に提示があるようですが、定例会会期中の事案であり、多数の論点も認められ、議会からのお求めもありましたので、

これまでの経緯と内容についてご報告申し上げます。

詳細につきましては、担当部長から報告いたします。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（角本 力） おはようございます。蟹田・脇野沢航路に係る新船建造についてご報告いたします。

むつ市脇野沢と外ヶ浜町蟹田を結ぶ、青森県の第三セクター「むつ湾フェリー株式会社」の現行船、カーフェリー「かもしか」は、平成10年の就航から今年で24年を経過し、老朽化した船体が更新時期を迎えていることから、青森県では、新船建造の検討をしております。

新船の建造費につきましては、約22億円となり、青森県によると当市の負担は9,669万円になるとのことでありました。

この負担については、今後の協議事項であり、決定されたものではありませんが、今月に入り、あたかも負担の在り方が決定したかのように報道がなされております。

次に、これまでの経緯についてであります。本年9月8日及び11月11日に、青森県、むつ湾フェリー株式会社及びむつ市を含む関係13市町村による担当課長会議が開催され、当市からは「新造船のスペック」、「今後の収支計画」について、詳細の説明を求めたほか、「航路を維持するための市町村との連携」、「新船建造について県が全て負担するなど、持株以外の負担について」、「青森・脇野沢航路の検討について」等の考えを提案しております。

また、会議においては、「航路の必要性」、「利用促進策」、「避難航路」、「新船のコンセプトや仕様」、「新船建造の負担方法」等について協議・検討されました。

この結果を踏まえ青森県は、蟹田・脇野沢航路

は、県内全域に経済波及効果があること、また、避難航路としての活用が期待されること等の理由から、航路は必要であるとの合意に至ったと判断し、新船建造に係る建造費等を試算した上で、11月30日、青森県企画政策部次長がむつ市を訪問し、その内容が説明されたところであります。

新船については、コンセプトを「津軽半島と下北半島の地域振興に資する船」、「むつ湾の自然環境を味わえる快適で楽しい船」、「乗る人全てにやさしい船」、「災害時に対応できる船」とし、運航性能を「利用者にとって魅力があり、地域の安心安全にも寄与し、冬季運休期間中の船体の貸出や災害時の避難支援等での活用を想定し、むつ湾以外の外海での運航が可能な船」として検討を進めることに決定したとのことであります。

一方、当市が提案した青森・脇野沢航路の検討につきましては、新船が青森市内の港を利用するには、港の改修が必要となり多額の費用を要することから、難しいとのことであります。

次に、新船建造の費用につきましては、現行船の「かもしか」と同程度の船を想定した場合には約22億円となり、その建造費の負担につきましては、鉄道運輸機構から資金調達を行う15億4,000万円を県が負担し、残る6億6,000万円を会社、県及び株を所有する13市町村の持株比率に応じて按分し、むつ湾フェリー株式会社が6,600万円、青森県が3億2,326万円、外ヶ浜町が1億2,482万円、むつ市が9,669万円、残る11市町村が4,923万円を負担するスキームとしたいとの説明を受け、最終的な建造費につきましては、令和7年度に竣工を予定していることから、令和6年度までには示したいとのことであります。

11月30日の青森県の説明を受け、当市からは、「県内全体の波及効果があり、避難航路の位置付けもあるのであれば、県が全額負担すべきではないか。」「前回のかもしか建造時とは異なり、地

方分権が進み県と市町村の関係性が変化しており、市町村合併により市町村自体も変化している中で市町村に負担を求めるのは何故か。」「持株比率に応じた負担となる理由について、合理的な説明をいただきたい。」と伝えたところであります。

今後についてであります。新船建造の負担に関しては、担当課長会議で提案され、議論されるものと認識しており、青森県からは、11月19日に開催する第3回担当課長会議において、むつ市としての考えを発言していただきたいとの依頼があり、この会議で、負担を決定する可能性が高いものと認識しております。

以上、蟹田・脇野沢航路に係る新船建造についてご報告させていただきます。

○議長（大瀧次男） これより質疑を行います。

ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。19番 佐々木隆徳議員。

○19番（佐々木隆徳） ただいまフェリーについて行政報告いただきましたけれども、新船の建造費については、11月30日に県の説明を受けたとただいまの報告でありましたが、今月に入ってから、各関係市町村の負担額が、先ほど部長も言いましたけれども、あたかも決定したような報道が再三なされており、これまで市の側からこの件に関しては何の説明もなく、また県が勝手に発表しているようにも思いまして、負担額が独り歩きしているように感じております。また、大変私自身も不快に感じております。

そこで、県が提示している費用負担について、なぜ持ち株比率に応じた負担割合なのか、具体的なそのことについての根拠はあるのか、その点について伺います。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（角本 力） お答えいたします。

負担割合についてのお尋ねについてであります

けれども、現行船である「かもしか」を建造したときの市町村の負担方法が持ち株比率に応じた割合であるので、今回も持ち株比率に応じた割合にしているということで説明を受けておりまして、根拠についてでありますけれども、県のほうにお伺いしても、前回同様ということ以外は示されておられません。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 19番。

○19番（佐々木隆徳） 冒頭行政報告の中にも説明がありましたけれども、市の考え方のように、現在運航している「かもしか」の建造時とは状況が大きく変わっていると。現在ここ数年のコロナ禍の影響を受け、さらにはまた観光産業、公共交通の在り方も大きく変革している中で、単なる前例踏襲、これはまかり通るはずがないと思います。それぞれみんな各団体も市町村も厳しい財政状況の中、このことについては県に対してしっかりと説明を求めるとともに、市町村の状況に配慮した費用負担の在り方を市として求めていくべきと考えますが、市の見解を伺います。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（角本 力） お答えいたします。

県に対しましては、新船建造の負担方法について、現況を捉えた適切な負担を求めてまいりたいと考えてございます。

○議長（大瀧次男） 19番。

○19番（佐々木隆徳） 11月30日といたしますか、県からはこのことについて、負担とかそういった含めた形、どういう説明を受けたのか、最後になりますけれども、その点伺います。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（角本 力） お答えいたします。

先ほど行政報告の中にありましてとおり、新船のコンセプトですとか、また新船の運航性能ですとか、また費用負担についての説明があり、こち

らについて12月19日の担当課長会議で諮りたいということの事前の説明であるというふうな説明がなされ、先ほど議員のほうから質問ありました負担割合ですとかそういうものについて、こちらからも「どうなっているのですか」というふうにお伺いしましたけれども、その時点では、11月30日の時点では、明確な回答が得られなかったということで先ほどお答えしたとおりになっております。

以上です。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。7番 齊藤孝昭議員。

○7番（齊藤孝昭） 市長や市職員の皆さんは、青森県やむつ湾フェリー株式会社の方でないので、答えられないこともあるかもしれませんが、取りあえずお聞きします。

むつ湾フェリー株式会社は、県の第三セクターではあるものの民間の会社なので、自前で新船、新しい船を建造することが前提であると考えています。むつ湾フェリー株式会社の負担は、全体の何%で、その財源、どういうふうになっているのかをまずお聞きします。

もう一点あります。新しい船を造る後に、会社の経営見通しとかの説明はあったのか。あるとしたら、黒字になった場合、その収益を、例えば新しい船の借金の返済に回すとか、または株主の皆さんに、そのもうけた分を配当するとかという説明があったのかを、聞いていたらお知らせ願いたいと思います。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（角本 力） お答えいたします。

まずは、むつ湾フェリーの負担はということでございますけれども、県から示されておりますむつ湾フェリー株式会社の負担は、建造費用全体の3%の6,600万円となっております。持ち株比率のほうで案分しますと、6億6,000万円の10%

ということになっております。こちらの6,600万円につきましては、現行船である「かもしか」の売却益を見込んでの6,600万円であるというような説明を受けております。

また、配当ということに関しましてですが、経営の見通しについて県のほうから説明がありまして、これは赤字にならない程度の収支であるというふうの説明がありまして、この点から株主に配当を返していくというようなシナリオはないものというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大瀧次男） 7番。

○7番（斉藤孝昭） 何となく分かりました。結局経営のことよりも、取りあえず今回の提案は船を造るということだけですけども、その背景にはむつ湾フェリー株式会社の経営も普通は考えないと駄目で、こんなことを勝手に進めると、前もありましたけれども、結局は赤字になると、その補填を各自自治体に要求するというふうなことにまたなる可能性があって、そのところは、そんなことは絶対ないというふうな確約、または約束をするべきだというふうに思いますけれども、市長はどういうふうに思っていますか。

○議長（大瀧次男） 副市長。

○副市長（川西伸二） お答えいたします。

経営の状況ということについては、県のほうからは、これまでに赤字前提の運営ではないと。そういったことから、市町村に負担を求めないことに関して確約というところはできないというようなことを県のほうからはこれまで報告いただいているところでございます。

以上です。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。3番杉浦弘樹議員。

○3番（杉浦弘樹） 青森・脇野沢航路の検討について、港の改修が必要で、多くの費用を要すると

いうことで県のほうから説明あったとのことですけども、市ではこの説明についてどうお考えか、お聞きします。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（角本 力） お答えいたします。

まずは、その費用についてどのくらいかかるのかということまでは言及されておりませんが、なかなか厳しいのかなというふうな認識でございます。

以上です。

○議長（大瀧次男） 3番。

○3番（杉浦弘樹） では、今後市では青森・脇野沢航路の新たな提案とかをする考えはあるのかどうかお聞きします。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（角本 力） お答えいたします。

今回のむつ湾フェリーに対しての青森寄港という提案につきましても、要望として出したものでありますけれども、引き続き同様に機会を捉えて要望してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。6番佐賀英生議員。

○6番（佐賀英生） るるお話を伺いましたし、また最初にこの新聞に出たとき、私もびっくりしました。やっちまったなという感じですよ。いつもどおり外堀を埋めて、断る条件を少しずつ少なくしていくと。多分予想はついたのですが、負担の部分はある程度来るのだなと思ってはいたのですが、ちょっとあまりにも唐突過ぎてと思っているのですが、これ各議会の議論も経ないで最初に出してしまうということは、間接民主主義を愚弄していますよね。なおかつ会期中です、ほとんどの市町村は、終わったところもありますけれども。その後に出すというのは、あ

まり手法としては認められません。

なおかつ、金額のほうとしては、例えば、例え話で大変申し訳ないのですけれども、今後のことですから、あれですけれども、費用はどうして捻出していくのかと。ましてやこれからいろいろごみ焼却場だとか病院だとか、当市にとっては大きなプロジェクトがあるわけです。その中でこの金額の多寡は別として、またも出せと。多分一般財源になろうかと思われるのですけれども、その辺のところはどういうふうにしてやっていくのか。また、当市にとっての唐突にきた、唐突というか、予想はつけていたのでしょうかけれども、財政への今後の影響というのはどのように考えているかをまずお聞きします。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（角本 力） お答えいたします。

現段階では、一般財源からの持ち出しというふうにございますけれども、県のほうからは財源として過疎対策事業債を活用できるように検討しているというふうにございます。ただ、過疎対策事業債を使うと、これは配分というものが決まっておりますので、計画されていた事業に充てられなくなる可能性もあるというふうにございます。

以上です。

○議長（大瀧次男） 6番。

○6番（佐賀英生） そうすれば、当市の場合、過疎債とかいろいろ、旧むつ市以外の旧町村のほうに該当する場所になりますかはあるのでしょうか、ただ一般財源となってしまうというごことは、結局は借金ですよね、早い話が。さっきも言ったとおり、まだまだやる事業がたくさんある中でやるということは、私もつとて言えば、先ほど齊藤議員もおっしゃいましたけれども、県が出せばいい話ではないですか、そう思うのですけれども。

なおかつ、さっき説明の中にあつたのですけれども、船を売って、その利益で売却益を出すと。今新造をはいたとしても、新造というか、何と云うのですか、ちゃんと言えは新造船。ごめんなさい、浜では新造と云うのですけれども、新造をはいたときに、これから下がる要素がないわけですから、鋼材費でも材料費でも。上がることは予想されても、下がることは予想されない中でやっていくという中、株主の人たちが借金するのに無傷です。普通会社で考えられますか。自分たちがやって、それこそ使い古された言葉で言えば「親方日の丸」です。これ、誰負担するのでしょうか。税金ですよ、最終的には。もうちょっと県にも考えていただきたいし、至極当然のごとく経営ということで考えていただきたい。

先ほど、また齊藤議員も言いましたけれども、多分これというのは、下手すれば繰り返されますよ、同じことを、味をしめて。その点についてはどのようなお考えをされているのでしょうか。

○議長（大瀧次男） 副市長。

○副市長（川西伸二） 先ほど齊藤議員のほうにもお話ししたとおり、新船建造後の会社の運営というところでは、多分赤字経営というところは見込めないのだろうかと、これは県のほうもはっきり言っていますので。そういった中で……

（「黒字が見込めない」の声あり）

○副市長（川西伸二） ごめんなさい、黒字が見込めないと。よくて赤字が出ないぐらいだろうというふうなお話の中で、新船を建造する負担は多分できないのだろうかと思います。そういったところも含めると、先ほど佐賀議員のほうからお話しいただいた、これはやっぱり県のほうで負担するべきではないかといったところについては、19日の担当の会議で、しっかり県のほうに要望を伝えるようにしてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（大瀧次男） 6番。

○6番（佐賀英生） ありがとうございます。要望は幾らでもしてもいいと思いますし、私もそう思うのですけれども、大体という言い方はちょっと悪いかもしれませんが、私は少し長く議員をやらせてもらっていますけれども、一部のリクエストがあれば、自治体というのやらなくてはいけない場面もあろうかと思えます。ただ、こういう場合はちょっとまた違って、もう少し考えて、経営的なものを考えていただきたいと。本当にそのように思っていますので、ぜひとも強く要望して、結果は別として、強く要望して、こちらの当市の意見を強く言っていただきたいと思っていますので、よろしく願います。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。18番 原田敏匡議員。

○18番（原田敏匡） 齊藤議員、佐賀議員と少し重複する部分もあるかもしれませんが、質疑させていただきます。

この新造船、費用負担の問題は、報道でも県が市町村に理解を求める取組をしているものと理解しています。県の公共交通政策の重要課題であり、第三セクターとしての性質上、県が主体的に対応しているものだと思っています。しかし、本來說明責任というのは株式会社でありますし、先ほどから出ている民間の会社でもありますので、当事者であるむつ湾フェリー株式会社に発生してくるものと認識しています。

今後の事業経営の主体となる同社から、この件についてしっかりと説明をしてもらおうというのが本来あるべき姿ではないかなと考えますが、市のほうはこの辺り、県が積極的に説明を行っているという点も含めてどのように感じているのか、まずお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（角本 力） お答えいたします。

会社のほうからの説明というのも必要ですし、この新船建造につきましては、県のほうから、県が責任を持って取り組むというような説明を受けてございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） 現状、新造船のその部分に関しては責任を持ってやると。経営自体は、ちょっとまた別な話なので、少し置いておきますが、県が主体的に説明をしている状況ではありますけれども、むつ市以外のほかの市町村にも個別に説明をしているのか、またほかの市町村は、今回の費用負担について同意、納得しているのか、この辺の情報がありましたらお知らせ願います。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（角本 力） お答えいたします。

県からは、当市に説明にお越しになられた11月30日前後の日程で、株式を保有する市町村のほうに説明していると伺っております。

今回の説明について、ほかの市町村がその負担に同意しているかというようなことにつきましては、こちらでは把握しておりません。

以上です。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） 県が出資している会社だからといって、特別扱いすることは許されないのはもちろんですが、合理性、妥当性のない論理にはしっかりと市として反対していかなければいけないなど感じております。

一般的に、普通に考えて、株を保有することによって新たな負担を求められるようであれば、その株をもう売っ払ってしまったほうがいいのではないかという理屈になるわけです。今回県や市町村が負担して新船を造ったとしても、経営しているのはその会社です。そして、その原資となるのは、先ほどもお話がありましたけれども、県民、そして市町村の税金であることをはっきりと、

しっかりと認識させ、説明責任を果たすことは当然であり、そのことも含め関係市町村の意見も聞いて、民主主義的に決定されるべきだと思っております。

県が一方的に迫り、同調圧力によって決定されるべきことではなく、丁寧な協議、決定のプロセスを経るよう県に求めるべきだと考えますが、最後に市の見解をお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 副市長。

○副市長（川西伸二） お答えいたします。

冒頭企画政策部長のほうから話がありましたとおり、今回の持ち株比率による額の決定というのは、前例踏襲で決めているというようなところだけだと思いますので、ここはなぜこういった負担割合なのかというようなところ、合理的な根拠を県のほうにはしっかりと説明を求めてまいりたいと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。20番 浅利竹二郎議員。

○20番（浅利竹二郎） 今までの皆さんの質問と重なる部分があるかと思っておりますけれども、今後の経営等について質問させていただきます。

以前このむつ湾フェリーの事業につきまして、黒字化はほぼ確実と見込まれ、今後行政からの支援は求めないと説明を受けていたものと記憶しております。それがこの新造船の話になって、結局市町村に負担を求めることになっている。経営と新造船は別という考え方なのであれば、それはおかしいのではないかと思います。今後の経営で黒字化するのであれば、むつ湾フェリー自体が借入れによって資金を調達し、黒字経営をしていく中で返済していくべきと。支援を求めないとしていたことに対する説明を求めます。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（角本 力） お答えいたします。

先ほどの答弁にもありましたとおり、結果とし

て黒字化というのは難しいとのことで県からは説明を受けております。

以上です。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） 新造船にした場合、恒常的な黒字経営が可能なのかどうか。これまでの対応から、赤字になったら、結局市町村がまた負担を求められてくるのではないかと。そこら辺はどうでしょうか。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（角本 力） お答えいたします。

先ほどの答弁にもありましたとおり、負担を求められたらということでありまして、県のほうには確約はできないがというふうに話されておまして、その辺は説明をまた再度求めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） 県とかむつ湾フェリー株式会社は、黒字経営を維持するためにどのような今後の経営の仕方を考えているのか。この点をしっかりと説明を求め、市として不利益を被らないようにする、あるいはメリットのある資金提供ということを明らかにしていかなければならないと思います。通常融資する側として絶対に把握し、評価していかなければならないことだと思っておりますが、この点について再度説明を求めます。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（角本 力） お答えいたします。

ただいまの件につきましても、県及びむつ湾フェリー株式会社に対しまして、説明を求めてまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。8番 山本留義議員。

○8番（山本留義） 今皆さんの意見を聞いて、黒

字どうこうという話があるのですけれども、私も議長をした人は経験があると思うのですけれども、国に様々なことを要望すれば、費用対効果という話をされます。そういう中で、それに置き換えてみますと、このフェリーは私ども下北半島にとっては、観光とかそういう誘致の中で絶対必要なものと私は考えています。そういう中で、どうすれば津軽半島、下北半島にお客さんが来るのかということ考えたときに、市長は青森市のほうにという形で航路も県に要望した。ところが、多額の費用がかかるということで進めていない。もし私どもがこれからのむつ下北を考えたときに費用の負担をするのであれば、先ほど企画政策部長も一般財源からというような話もして、そういう考えであるのかなということで私は認識しました。そうであればそうであるほど、私は青森航路をきちんと進めて、むつ下北の発展につなげるのであれば、それなりの負担をしてもいいのではないかなと思うのですけれども、その辺は市長、どう思いますか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 私もそのように考えていますので、要望として承って、これは我々は決められないので、しっかりお伝えさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 8番。

○8番（山本留義） 私ども決められないのは分かっています。でも負担するのであれば、そういうことも強く県に要望して、分かってほしいような進め方をしてほしいと思います。

終わります。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。11番鎌田ちよ子議員。

○11番（鎌田ちよ子） ほかの議員の発言ともかぶるところもありますが、よろしくお願ひします。

私からは、ほかの航路との関係について質疑させていただきます。むつ湾フェリー新船のコンセ

プトは、県は津軽半島と下北半島の地域振興に資する船、陸奥湾の自然環境を味わえる快適で楽しい船、乗る人全てにやさしい船、災害時に対応できる船として、さらに新船は冬季運休期間中の船体の貸出しの活用をも想定し、陸奥湾以外の外海での運航が可能な船としても検討するなど、県としてはいろいろな面で大きな力を入れていと承知しております。私は、新船を青森県の公共交通政策に位置づけて広域行政としてしっかり取り組むべきと考えています。

また、大間・函館航路や青森・脇野沢航路が挙げられますが、新船を議論していく上で重要な論点ではないでしょうか。

公共交通政策の大枠の中で、それぞれの航路を個別ではなく、一体的な航路維持や利便性向上を検討していくことを求めるべきと考えますが、このことにつきまして、ご見解を伺います。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（角本 力） お答えいたします。

陸上交通も含めました公共交通ネットワーク全体の中で県がしっかりと主体的に検討することで、それぞれの航路の必要性、また利便性を確立していくべきであるというふうに考えておりました、そのようなことも会議の中で主張していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大瀧次男） 11番。

○11番（鎌田ちよ子） もう一点質疑させていただきます。

青森市と旧脇野沢村、そして佐井村を結ぶ航路事業、シィラインについてお伺ひいたします。同航路の運航は、2023年3月までで終了が決定されております。シィラインは離島振興法に指定され、離島航路として位置づけられた生活航路でございます。公共交通政策として、これまで県によるシィライン存続に向けた積極的な支援が見えており

ません。新船建造費の負担割合を求める前に、シライン航路停止後の住民の生活航路の代替としての公共交通政策を住民に示すべきと考えますが、一貫性のない県政を私たちはどのように受け止めるべきでしょうか、不安が先に来ます。この件につきまして、ご見解を伺います。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（角本 力） お答えいたします。

かねてよりシラインもむつ湾フェリーも同じ陸奥湾の中のフェリー航路であるということですので、両航路をトータルで考えまして、県内航路全体の在り方について検討していただきたいということで県のほうには投げかけておりましたけれども、そのたびに県からは、それぞれ個別で考えましょうというように説明されてきました。市といたしましては、むつ湾フェリーだけでなく、県内航路全体の在り方に関しまして、県にはしっかりと主体的に取り組んでいただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。16番 富岡幸夫議員。

○16番（富岡幸夫） 今いろいろお話を聞きました。船のコンセプトなることも、船そのものにはこういうコンセプトということなのでしょうけれども、この航路は今お話のあったとおり黒字は見込めない、廃止か存続かというようなところからも出発していますよね。であるならば、新船を建設するというのであれば、この航路を使って津軽半島と下北半島との交流がどういう形で現れるのかということに関しても、これは全く見えないのです。そうすると、この航路の重要性というのは県外から来る方、国外から来る方、それぞれこのルートを活用していかなければ将来性がないというような意味合いがあります。そして、我々にとってはシラインもなくなるというところから

は、市長が言われている青森航路というのは非常に大事な話です。こういうふうなことを思えば、今この県の案というものには全く乗れないというふうに言わざるを得ません。

そこで、これまでの会議で県が示す津軽半島、下北半島及び青森県と北海道、これに関するビジョンというものの説明があったのかどうか、お知らせ願いたいと。

○議長（大瀧次男） 企画調整課長。

○企画政策部企画調整課長（福山洋司） お答えいたします。

まず、ビジョンという点であります。大きく津軽半島と下北半島の振興に資するという説明は受けておりますが、例えば計画のようなビジョンといえますか、そういったものは示されておられません。

利用促進策については、11月11日に行われました担当課長会議で、新しい船ができた際には、例えば教育旅行の充実に努めるであるとか、観光ツアーの造成を図るであるとか、これまで以上に努力して経営の安定に努めるといった説明はありました。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 16番。

○16番（富岡幸夫） 大変失礼な話をしますけれども、赤字になった場合といえますか、当然赤字になりますね。今皆さんが心配しておられる自治体の負担というふうなことも想定されます。一番この今回の割当てでもって負担が大きいのが外ヶ浜町です。そしてむつ市。これがそのまま同じように負担をするというようなことになると、外ヶ浜町の力量とむつ市の力量というのは全然違って、むつ市の存在というのは非常に大きいというふうに私は思うのです。ですから、県に対して物を言うというのは、ここではっきり言っておかないと、将来禍根を残すというようなことになりか

ねない、そういうふうな私は思いをしております。市長はどのようにその辺を考えておられるか、少しあったら聞かせてください。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

私が行ければいいのですけれども、課長会議なので、何とも言い難いと。今日いただいたいろんな複数の論点あると思いますけれども、しっかりとまとめて担当課長会議のほうで県にお伺いするという段取りで考えていますので、まずはそこからスタートかなというふうに思っています。

○議長（大瀧次男） 16番。

○16番（富岡幸夫） 最初が大事だというふうに私は思います。この件は、期限があるのかないのか分かりませんが、ゼロからスタートさせるべきだというふうに改めて思います。ぜひ私どもの思いが、県のほうから説明があって、我々議会もそれなりの考えを持ちながら臨んでいかなければならないと決意を新たにするとところでありますので、ぜひそのように進められるように努力していただきたいと、こういうふうに思います。

終わります。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

◎日程第2～日程第16 議案質疑、委員会付託、一部採決

◇議案第59号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第2 議案第59号 むつ市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま

せん。これで通告による質疑を終わります。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第59号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第59号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第60号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第3 議案第60号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第60号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第60号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第61号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第4 議案第61号 むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第61号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第61号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第62号

- 議長（大瀧次男） 次は、日程第5 議案第62号
むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例を議題といたします。
これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。
これで通告による質疑を終わります。
ほかに質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

- 議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。
以上で議案第62号の質疑を終わります。
ただいま議題となっております議案第62号は、
お手元に配信しております議案付託表のとおり、
総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第63号

- 議長（大瀧次男） 次は、日程第6 議案第63号
指定管理者の指定についてを議題といたします。
本案は、むつ市下北自然の家の指定管理者を指
定するためのものです。
これより質疑に入ります。質疑の通告がありま
せん。これで通告による質疑を終わります。
ほかに質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

- 議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。
以上で議案第63号の質疑を終わります。
ただいま議題となっております議案第63号は、
お手元に配信しております議案付託表のとおり、
総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第64号

- 議長（大瀧次男） 次は、日程第7 議案第64号
指定管理者の指定についてを議題といたします。
本案は、下北文化会館の指定管理者を指定する
ためのものです。
これより質疑に入ります。質疑の通告がありま

せん。これで通告による質疑を終わります。
ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。
以上で議案第64号の質疑を終わります。
ただいま議題となっております議案第64号は、
お手元に配信しております議案付託表のとおり、
総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第65号

- 議長（大瀧次男） 次は、日程第8 議案第65号
指定管理者の指定についてを議題といたします。
本案は、むつ運動公園外1施設の指定管理者を
指定するためのものです。
これより質疑に入ります。質疑の通告がありま
せん。これで通告による質疑を終わります。
ほかに質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

- 議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。
以上で議案第65号の質疑を終わります。
ただいま議題となっております議案第65号は、
お手元に配信しております議案付託表のとおり、
民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第66号

- 議長（大瀧次男） 次は、日程第9 議案第66号
指定管理者の指定についてを議題といたします。
本案は、大畑中央公園の指定管理者を指定する
ためのものです。
これより質疑に入ります。質疑の通告がありま
せん。これで通告による質疑を終わります。
ほかに質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

- 議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。
以上で議案第66号の質疑を終わります。
ただいま議題となっております議案第66号は、

お手元に配信しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第67号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第10 議案第67号 むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案は、本年12月18日をもって任期満了となるむつ市固定資産評価審査委員会の委員に石川大輔氏を選任することについて議会の同意を求めためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第67号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第67号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第67号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第67号は、これに同意することに決定いたしました。

◇議案第68号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第11 議案第68号 むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案は、本年12月22日をもって辞任するむつ市固定資産評価審査委員会の委員の後任に下山益雄氏を選任することについて議会の同意を求めためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第68号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第68号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第68号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第68号は、これに同意することに決定いたしました。

ここで、午前11時5分まで暫時休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇議案第69号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第12 議案第69号
令和4年度むつ市一般会計補正予算を議題といた
します。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま
すので、順次発言を許可します。まず、7番齊藤
孝昭議員。

○7番（齊藤孝昭） 議案第69号 令和4年度むつ
市一般会計補正予算について質疑させていただきます。

この時期になれば、繰越明許とか債務負担行為
とかよく出てくる時期になっていますので、例に
漏れずお答えをしていただきたいと思います。

その前に、ラジオを聴いている方々、何のこと
か分からないと駄目なので、繰越明許と債務負担
行為について簡単に説明します。

繰越明許は、当該年度内に事業が終わらず、支
出が翌年度になってしまう場合、その年度で確保
していた予算を翌年度に繰り越すもの。債務負担
行為とは、契約は今年度中に行うが、実際の支出
は翌年度以降に見込まれるものをあらかじめ承認
するもの。我々の市議会は、当初予算でこれを承
認していますので、延ばすまたは繰り越すという
ことにはそれなりの理由が必要でありますので、
答えていただきたいと思います。

まず、繰越明許についてですけれども、道路整
備事業、これは大湊ですけれども、浜通線融雪溝
整備事業が不調となったようであります。これの
理由をお知らせください。

2点目は、これはもう竣工しましたけれども、
大橋架替工事で、電力及び通信線の戻し工事が翌
年度以降にならなければならないという理由とな
っていましたので、その理由をお知らせください。

3つ目は、中学校整備事業と川内地区公民館屋
根改修事業が共に不調となっていました。その所

見をお知らせください。

4点目は、災害復旧工事、これは川内、脇野沢
の豪雨災害のことだと思いますけれども、災害復
旧工事の繰越し理由が資材調達に時間がかかると
なっています。災害復旧工事の場所が示されてい
ませんので、その場所がどこなのか、また繰越し
理由、具体的にお知らせください。

次は、債務負担行為です。市道等維持事業の場
所と債務負担とする理由、あともう一つは、除雪
機購入事業を債務負担とする理由。物を買うとき
の債務負担というのは今まで経験したことないので、
相当の理由があったのだらうなとは思ってい
ますので、以上お知らせください。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） 繰越明許費について
のお尋ねにお答えいたします。

まず、ご質問の1点目、道路整備事業（浜通線
融雪溝整備事業）の入札が不調となった理由につ
いてお答えいたします。指名競争入札17業者全者
が入札参加を辞退したため不調となったものであ
ります。主な理由としては、土木技術者の配置が
困難であること及び工期内の完成が困難であるこ
とから入札を辞退したと伺っております。

次に、ご質問の2点目、大橋架替工事において、
電力線等の戻し工事が年度末以降でなければなら
ない理由についてであります。12月4日午後3
時に大橋は開通させていただきましたが、道路内
に埋設された通信幹線の切替え後に施工する仮設
歩道橋の撤去工事等に要する大型クレーン作業が
3月上旬までかかるものと見込まれることから、
作業の支障となる電気設備及び通信設備の戻し工
事について、市と関係事業者間で協議し、電力線
及び通信線の架設工事を年度末以降の翌年度に実
施することとしたものであります。これに伴い、
当該移転補償金を繰越しするものであります。

次に、ご質問の4点目、災害復旧事業について

であります。道路災害復旧工事の場所は、市道九艘泊源藤城線の九艘泊地区から滝山方面へ向かって約4.4キロメートルの脇野沢国有林地内に位置しております。

繰越しする具体的な理由についてであります。本年8月の大雨により被災し、11月に国の災害査定を受けて、今定例会に事業費を補正予算として提案しており、契約締結は令和5年1月下旬になるものと見込まれるため、受注後の資材の発注や調達及び準備工や仮設工を含む十分な工事期間を確保することが困難であること及び積雪により5月下旬まで現場作業に着手できないことから翌年度に繰越しすることとしたものであります。

災害復旧事業の河川災害復旧工事の場所は、市が管理する瀬野川の脇野沢小学校、中学校付近から北側約200メートル地点を工事起点とし、上流側約170メートルまでの区間で脇野沢瀬野川目地内に位置しております。

繰越しする具体的な理由についてであります。道路復旧工事同様に、本年8月の大雨により被災し、11月に国の災害査定を受けて、今定例会に事業費を補正予算として提案しており、契約締結は令和5年1月下旬になるものと見込まれるため、受注後の資材の発注や調達及び準備工や仮設工を含む十分な工事期間を確保することが困難であることから、翌年度に繰越しすることとしたものであります。

次に、ご質問の5点目、債務負担行為のご質問にお答えいたします。市道等維持作業の場所についてであります。緑町地区の市所有道路及び大畑町湯坂下地区の市道湯坂下1号線にて施工する舗装補修工事2件を予定しております。

債務負担行為を設定する理由は、公共工事における年度内の施工時期の平準化を図るため、契約初年度に支出を要さない債務負担行為、いわゆるゼロ債務負担行為を活用するものであります。こ

れは、予算の単年度主義に基づき事業執行を行っていることから生じる年度始めの公共工事の閑散期、いわゆる4月から6月をこのように申し上げますが、この閑散期に施工機会を確保し、施工時期の平準化を推進することにより、建設業の生産性の向上や働き方改革を促進する国の施策であり、公共工事の品質確保の促進に関する法律に発注者の責務として規定されており、市では令和2年度から取り組んでおります。

次に、除雪機購入事業を債務負担とする理由についてお答えいたします。本事業は、4.0メートル級除雪グレーダーを購入するもので、製造機器メーカー数社に納入時期について調査したところ、受注から納入までに約1年を要するものと見込まれることから、本年度に入札契約手続を執行し、翌年度の納入とするため債務負担行為を設定するものであります。

○議長（大瀧次男） 教育部長。

○教育部長（伊藤大治郎） お答えいたします。

初めに、中学校整備事業についてですが、これは川内小・中学校の漏水が発生している消火栓配管及び経年劣化が進んでいる消火栓ポンプの改修事業であり、本事業に係る工事の入札を9月に行いましたところ、配置できる技術者が不足している等の理由により不調となり、さらに指名業者を変更し、10月に2回目の入札を実施したところ、機器等の納期に3か月から6か月程度の期間を要する等の理由により、全者辞退になったものであります。

次に、川内地区公民館屋根改修事業ですが、この事業は川内地区の銀杏木公民館の屋根が雪害により破損したことから、むつ市議会第252回定例会において補正予算として計上し、可決後速やかに設計に取りかかりました。当該破損部分を原状復帰すれば再度同様の破損が考えられることから、屋根の形状を変更し、第1回目の入札を10月

に行いましたが、工事予定が詰まっている、技術者が不足している等の理由で不調に終わり、3週間後に指名業者を変更し、2回目の入札を実施しましたが、技術者等の不足、冬場で降雪期間となり、工期内に終わることが困難等の理由から、全者が辞退、棄権したものであります。

これらの事業につきましては、工期等を見直し、再度入札を行うこととするため、年度内の完成が困難であることから、繰越明許を設定したものであります。今後適切な見通しを立て、年度内に完了するよう努めてまいりたいと思います。

○議長（大瀧次男） 7番。

○7番（斉藤孝昭） 大方理由は分かりました。時代の背景というのか、我が国日本の状況がそういうふうになっているのかとかいろいろあるかも分かりませんが、とうとうむつ市にも入札の不調または辞退、業者さんが仕事ができないとかということが発生し始めたなというふうに思っています。他の自治体では、もう何年も前からこういう事例は数件あっていまして、むつ市もそんなことが来るのかなと思っていましたが、とうとう来たなというふうに思っています。

そこで、多数の指名業者が辞退をしたり、または入札が不調になってしまうということについて、今後むつ市が事業を行うに当たって、建設工事を行うに当たってどういうふうな影響があるのか、考えているところがあつたら、対策も含めてお知らせ願いたいと思います。

もう一つ、浜通線の融雪溝の工事ですけれども、これ不調になったおかげで工期に変更があるのか。このところは、過去にも同僚議員が再三、いつになるのだろう、早くしてほしい、どうなっているのだろうという質疑をしていましたので、ぜひこのところはお知らせ願いたいと思います。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） お答えいたします。

辞退等により入札が不調になるケースがこれから出てくるのではというふうなご意見だと思います。この対策等につきましては、市としてはできれば入札を執行したものは皆さんに、特に地元企業の皆さんにお受けをいただいて、地元経済として活性化に寄与していただきたいという思いもあるわけですが、今回のように技術者が不足するというのは、この建設工事全般の全国的な労務者の不足、資格者の不足ということを受けておりますので、なかなか難しいものと考えております。

また、この地域では昨年、また本年と災害というのが発生しておりまして、予想外の、さらには緊急的に着手が要される工事、こういう工事に皆さんが従事されておりますので、こういう結果が出てきているのではというふうに考えております。市といたしましては、なるべく早期の発注、そしてゆとりある工期等に努めて、できる限りインフラ整備といいますか、この地域の市民の皆様役に立つような、また道路等も新しくなるような機会を続けてまいりたいとは考えておりますが、このことについて市としても課題として取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、浜通線につきましては、令和6年度の完了を目指して現在工事を進めております。今年度、令和4年度の工事が一部繰越しとなりますが、令和5年度、6年度という形で国の交付金のほうを、順調に内示がいただければ、予定どおりの完成に現在努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 7番。

○7番（斉藤孝昭） 今部長の答弁のとおりなのですが、やはり計画工事、特に計画工事についてはきちんと年度内で工事を完了するというふうな考え方で進めていただきたいという、そのと

おりなのですけれども、やっぱりこういうふうにならないための方法とか考え方は、何か研究していくべきだと思っていて、さっきの災害対応は緊急的なことなので、それは仕方がないと思います、季節的なものもあるし。ただ、計画工事についてはもうちょっと研究したり勉強してもらって、できるだけその予定どおりに進めるような対策とか方法を考えるべきだと思いますけれども、どういうふうに思っていますか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

債務負担行為あるいは繰越しというのは、予算単年度主義のあくまでも例外でありますので、これがないにこしたことはないということだと思えます。

今ご指摘のあった点につきましては、やはり発注の前の技術力ということも極めて大事になってくると思いますので、そうしたところを技術部門を上げて精度を高めることで、あるいは早期発注して、ゆとりある工期を設けることで、しっかりと皆様に御議決いただきました予算について、年度内に執行できるようこれからも取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（大瀧次男） これで齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、14番濱田栄子議員。

○14番（濱田栄子） 議案第69号 令和4年度一般会計補正予算、23ページ、第10款教育費、第4項社会教育費、第2目公民館費についてお伺いいたします。昨年大災害がありました大畑町赤川地区の復旧・復興事業の事業内容と期間についてお知らせください。公民館費のところですか。

○議長（大瀧次男） 教育部長。

○教育部長（伊藤大治郎） お答えします。

まず、令和3年8月9日、むつ市・風間浦村豪雨災害により甚大な被害を受けた大畑町赤川地区

の復旧復興を支援するため、むつ市、大畑町赤川地区復旧・復興基本方針を策定し、その取組を進めております。この方針に基づき、これまで赤川地区地域懇談会を計3回開催するなど、地域の皆様に寄り添い、また皆様の声をお聞きする機会を設け、必要な対策を講じてまいりました。このたび赤川町内会長から地域コミュニティ活動等の場で災害時の避難場所として活用しております赤川地区公民館の改修についてのご要望がありましたことから、現地確認し、実施することといたしました。

改修工事の内容及び工事期間につきましては、大広間部分の天井や壁紙の貼り替え、照明器具のLED化、畳等の交換を実施することとし、年度内の完成を見込んでおります。

○議長（大瀧次男） 14番。

○14番（濱田栄子） ありがとうございます。まず、赤川地区においては、もうおうちを解体しなければならない方、また大がかりに改修しなければならない方、地域外に住んでいらっしゃる方もたくさんいらっしゃいますので、この公民館が仮ふるさとなるのではないかなと思いますので、速やかな事業をよろしく願いして終わります。

○議長（大瀧次男） これで濱田栄子議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第69号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第69号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よっ

て、議案第69号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◇議案第70号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第13 議案第70号 令和4年度むつ市水道事業会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第70号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第70号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第71号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第14 議案第71号 令和4年度むつ市下水道事業会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第71号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第71号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、

産業建設常任委員会に付託いたします。

◇報告第32号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第15 報告第32号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、令和4年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で報告第32号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第32号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、報告第32号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、報告第32号は承認することに決定いたしました。

◇報告第33号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第16 報告第33号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、令和4年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で報告第33号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第33号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、報告第33号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、報告第33号は承認することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長(大瀧次男) 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明12月14日は常任委員会のため、12月15日と16日及び12月19日から21日までは議事整理のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、明12月14日は常任委員会のため、12月15日と16日及び12月19日から21日までは議事整理のため休会することに決定いたしました。

なお、12月17日及び18日は休日のため休会とし、

12月22日は付託議案審議を行います。

本日はこれで散会いたします。

午前11時29分 散会